

令和4年度

保育所(園)・認定こども園・小規模保育施設

入所申込のてびき

(令和4年度に新たに入所希望されるお子さん用)

入所申込みされる前に必ずお読みください。

保育施設の受入体制を充実させるため、
年度途中の入所希望のお子さんについても1次受付期間内に申込みしてください。
(年度途中で育児休業からの復帰が決まっている場合や、現在妊娠中で、
出産予定のお子さんの令和5年3月末日までの入所希望も対象とします。)



★お問合せ先★

〒695-8501 江津市江津町 1016 番地 4

江津市役所 子育て支援課 保育係 電話:0855-52-7933(直通)

申込書様式は、江津市ホームページから閲覧・ダウンロードできます。

トップページ → ライフステージ → 子育て → お知らせ →

「保育所(園)・認定こども園・小規模保育施設への入所申込」よりご覧ください。

1. 保育施設へ入所するための保育の必要性の認定 2 ページ
2. 保育所(園)・認定こども園保育園部門・小規模保育施設に入所を希望するにあたって
の手続き 4 ページ
3. ならし保育について 7 ページ
4. 保育料について 8 ページ
5. 4月1日以降に給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書を提出する場合
..... 9 ページ
6. 認定こども園幼稚園部門に入園を希望するにあたっての手続き ... 10 ページ

1. 保育施設へ入所するための保育の必要性の認定

子ども・子育て支援制度では、保育所(園)、認定こども園および小規模保育施設の入所を希望する保護者の方は、「保育の必要性の認定」を受けていただく必要があります。次の3つの認定区分により、利用できる施設が違います。

【3つの認定区分】

支給認定区分	対象	入所できる施設・事業
1号認定	幼児期の教育を希望する満3歳以上のお子さん	認定こども園（幼稚園部門）
2号認定	保護者の就労や疾病等により保育を必要とする満3歳以上のお子さん	保育所（園） 認定こども園（保育園部門） 小規模保育施設
3号認定	保護者の就労や疾病等により保育を必要とする満3歳未満のお子さん	保育所（園） 認定こども園（保育園部門） 小規模保育施設

◇保育施設の入所を希望される場合の保育認定（2号認定、3号認定）には、次のアとイが考慮されます。

ア 保育を必要とする事由

子どもの保護者が以下のいずれかの事由に該当することが必要です

① 就労

※就労内定、起業予定を含みます。

※フルタイムのほか、パートタイム、夜間、自営業など基本的にすべての就労を含みます。

（短時間の就労【1ヵ月の就労時間が計48時間未満】は該当しません）

② 妊娠、出産

※認定期間は、出産予定日の8週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）および出産日後の8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの必要な期間です。

③ 保護者の疾病、障がい

④ 同居または長期入院している親族の介護・看護

⑤ 災害復旧に従事

⑥ 求職活動

※認定期間は、退職日または求職活動を開始して90日を経過する日が属する月の末日までを限度とします。（「就労約束書」の提出が必要です。）

⑦ 就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）

⑧ 育児休業取得時に、既に保育施設に入所している子どもがいて継続入所が必要であること。

⑨ その他上記に類する状態として市が認める場合

イ 保育の必要量

就労等の事由で保育施設に入所する場合、次の区分のいずれかの利用時間となります。

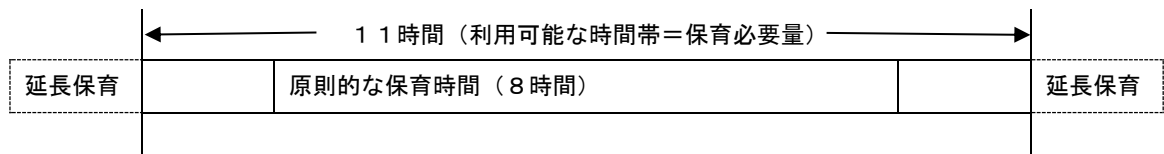
市が、提出のあった就労証明書等で客観的に判断します。

区分	基準
保育標準時間 （1日あたり 11時間の保育 を上限とする）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1カ月の就労時間が120時間以上である ・ 1カ月の就学時間が120時間以上である ・ 妊娠中又は出産後間もない ・ 保護者が疾病・障がい等により、保育が困難な状況であると認められる場合 ・ 保育標準時間認定の者が、育児休業を取得する場合 ・ 保育標準時間認定の者が、求職中となった場合 ・ 1カ月の親族の介護・看護時間が120時間以上である ・ 災害復旧に従事している ・ その他、1カ月あたり120時間以上保育が出来ない理由がある場合
保育短時間 （1日あたり 8時間の保育 を上限とする）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1カ月の就労時間が48時間以上120時間未満である ・ 1カ月の就学時間が48時間以上120時間未満である ・ 保育短時間認定の者が、育児休業を取得する場合 ・ 保育短時間認定の者が、求職中となった場合 ・ 新規の認定において、求職中である場合 ・ 1カ月の親族の介護・看護時間が48時間以上120時間未満である ・ その他、1カ月あたり48時間以上120時間未満保育が出来ない場合

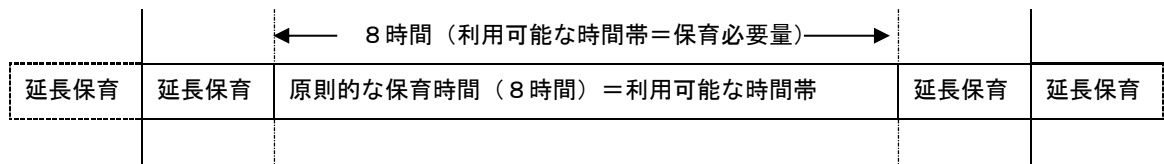
※途中で退所した場合は、再度の申請時点の保護者の就労状況等により認定をします。

※「保育標準時間」利用の認定を受けられる場合であっても、保護者の希望により、「保育短時間」利用に変更することができます。

【保育標準時間】



【保育短時間】



※各保育施設の保育標準時間、保育短時間、延長保育時間については、幼児教育・保育施設一覧表をご覧ください。

2. 保育所(園)・認定こども園保育園部門・小規模保育施設に入所を希望するにあたっての手続き(2号・3号認定) [申請時点で上記の施設に入所していない場合]
(現在幼稚園部に通っているが令和4年度から上記施設の入所を希望する場合を含む)

■ 給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書 の受付期間

(それぞれの受付期間内での申込み順は、入所調整に際し関係ありません。)

1次受付:令和3年11月 1日(月)～11月12日(金)

2次受付:令和4年 1月24日(月)～ 1月31日(月)

⇒2次受付は、1次受付期間に申込みができなかった児童が対象です。
この期間に申込みされる場合は、1次受付分の入所調整後の残り枠での調整となりますので注意してください。(希望保育施設に入所できない可能性が1次受付より高くなります。)

1次受付

<受付期間>	
令和3年11月1日(月)～11月12日(金)	
<提出場所>	
市役所子育て支援課・桜江支所・市内各保育所(園)・認定こども園・小規模保育施設・子育てサポートセンター	
<提出書類>	
<ul style="list-style-type: none"> ●「施設型給付費・地域型保育給付費給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書(児童台帳)」 ●「保育施設等利用申込補助票」 ●マイナンバー申告書…5ページをご確認ください。 ●保育を必要とする事由を確認する書類 (2人以上の入所申込の場合でも、1部で可) 	
保育を必要とする事由(保護者)	証明書类等 ★は、市の様式です
就労 ※就労内定、起業予定を含む	「★就労(内定)証明書」 ※育児休業を取得中または取得予定の方は、「★産後休暇・育児休業証明書」をあわせて提出してください。
妊娠、出産	母子健康手帳(出産予定のお子さんのもの)の写し ※保護者氏名と出産予定日の記入があるページ
疾病又は障がいがある	「★診断書(保護者用)」または身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの写し
同居又は長期入院している親族の介護・看護	①「★介護(看護)状況申告書」 ②「★診断書[被看護(介護)者用]」または介護(看護)されている人の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの写し
就学 ※職業訓練校などにおける職業訓練を含む	在学証明書 ※1日の就学時間・月の就学日数・就学期間が分かるものを添付してください。
求職活動	「★就労約束書」 現在就労中の方で令和4年3月末日までに退職予定の場合は現在の就労証明書に加えて約束書の提出も必要です。

マイナンバーの提出について（別紙「個人番号(マイナンバー)申告書の提出について」をご覧ください）

- ・マイナンバー申告書（表面に世帯全員のマイナンバーを記入してください。）
（裏面には番号確認及び本人確認書類を添付してください。）

★書類の提出先により、マイナンバーの確認方法が異なります。

1、入所申込書類を、市役所または桜江支所に提出される場合

上記書類の提出の際には、確認のために来庁者の本人確認ができる資料（運転免許証、健康保険証、住民票等）をご持参ください。

2、入所申込書類を、保育所(園)・認定こども園・小規模保育施設・子育てサポートセンターに提出される場合

上記書類（入所申込書関係書類を含む）を専用封筒に入れて封をして、各施設へお渡しください。

【番号確認及び本人確認書類の添付資料は下記のものです。】

必要書類	誰のものが必要	具体例	備考
マイナンバーカードまたは通知カードの写し	申請者(保護者)		申込書に記載してあるナンバーが正しいかどうかを確認するために必要です。
本人確認のできる資料の写し	申請者(保護者)	運転免許証・健康保険証・住民票等	申請者が本人であるかどうかを確認するために必要です。

【ご注意ください！】

保育施設の受入体制を充実させるため、年度途中の入所希望のお子さんについてもこの期間に申請してください。

例えば、年度途中で育児休業からの復帰が決まっている場合や、現在妊娠中で、出産予定のお子さんの令和5年3月末日までの入所希望も対象とします。

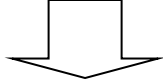
受付後

面談～時期:1月

※保育所(園)・認定こども園保育園部門・小規模保育施設希望者のみ

令和4年度から初めて入所希望するお子さんは、面談を行います。

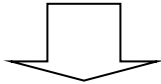
すでに、兄弟姉妹が入所しているご家庭も、初めて入所希望されるお子さんがいる場合は面談を行います。日程及び場所については、個別に案内文書を送付します。



利用調整～時期:2月

入所希望、保育施設の状態などにより、入所できる保育施設を市が調整します。

※年齢ごとの受け入れ可能人数を超えた入所希望があった保育施設については、市が定めた基準により入所先の調整をします。



支給認定証の交付 ～2月下旬

「申請書」を市で受理後、確認をし、保護者に「支給認定証」を送付します。
(注1)

支給認定申請却下通知書の交付～2月下旬

保育を必要とする事由にあたらぬ場合は、申請を却下します。この場合には、保育施設へは入所できません。

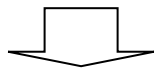
入所承諾書、利用調整結果通知書の送付～時期:2月下旬

【保育施設に入所を決定する場合】

- * 保育所(園)入所決定者
市から、「入所承諾書」を送付します。(注1)
- * 認定こども園保育園部門・小規模保育施設入所決定者
市から「利用調整結果通知書」を送付します。(注1)

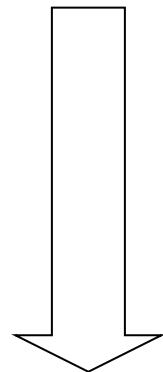
【入所を保留する場合】

市から、入所保留の旨をご連絡いたします。



「保育料決定通知書」の送付～4月上旬

保育料決定後、市から「保育料決定通知書」を送付します。(注1)



注) 5月以降の途中入所希望者で入所が決定したお子さんについては入所日の前月に送付します。なお、入所内定の文書は2月下旬に送付します。(ただし、未出生及び未転入児童を除く。)

入所先が決定後「入所承諾書」または「利用調整結果通知書」、「保育料決定通知書」を市から送付します。

【注意していただくこと】

◎利用申込書提出後の保育施設や入所希望日の変更手続きについて

都合により、保育施設や入所希望日を変更される場合は、入所面談日まで(面談日を含む)に利用施設等変更申込書の提出が必要です。面談日を過ぎてからの変更については、2次受付と同じ扱いになりますのでご注意ください。

◎「入所承諾書」又は「利用調整結果通知書」を受け取った後の変更希望について

「入所承諾書」又は「利用調整結果通知書」を受け取られた後に、保育施設や入所希望日を変更したい場合には、あらためて「保育施設等利用申込書」を提出してください。

この場合、調整結果は取消となり、あらためて利用調整することとなります。

◎2次受付について **受付期間:令和4年 1月24日(月)～ 1月31日(月)**

支給認定証は、3月上旬に「入所承諾書」又は「利用調整結果通知書」と一緒に送付します。

※2次受付での申請書類は、市役所子育て支援課のみで受付し、同時に入所面談を行います。

◎2月末時点で出生していないお子さん又は、転入していないお子さんの場合

入所希望月の前月に入所決定した上で、「入所承諾書」又は「利用調整結果通知書」、「保育料決定通知書」を送付します。

3. ならし保育について

保護者の育児休業終了に伴って入所を希望される場合は、育児休業終了日前のおおむね2週間程度は、保育施設での生活に慣れるための「ならし保育」を利用することができます。これは、お子さんが集団生活に慣れていく状況を見ながら、保育時間を半日程度から徐々にのばしていき、最終的には1日お預かりするための保育期間です。

ただし、保育士の配置状況等により希望どおり受入れできない場合があります。

なお、ならし保育の期間も保育料がかかります。

※ならし保育を希望される場合は、入所申込み時または1月の面談時にお申し出ください。

4. 保育料について

【保育所(園)・認定こども園・小規模保育施設共通】

- 令和4年4月1日時点で3歳以上のお子さんは無償となります。(給食にかかる副食費については保護者負担となります。)
- その他のお子さんの保育料の単価については、国が定める基準を上限として、市が定めています。
- 保育料の決定は4月頃の予定です。
- 保育料は、保護者(父母またはそのお子さんを扶養している祖父母や同居の親族などの生計の主宰者)の市民税額によって決まります。
- 月の途中で入所(園)又は退所(園)する場合は、その月の保育料は日割計算となります。
- お子さんが病気等で欠席された場合でも、退所(園)されない限りは、保育料の日割計算は行いません。
- 4月1日時点で18歳未満のお子さんが3人以上おられる世帯で、第3子以降の3歳未満のお子さんの保育料は、全額無料となります。(申請書の提出が必要です。)申請書は4月中に、該当される方に送付します。

★令和4年度保育料について

令和4年4月分～8月分については、令和3年度市民税所得割額により決定します。
令和4年9月分～令和5年3月分については、令和4年度市民税所得割額により決定します。

※9月分～3月分の保育料決定通知書は、9月中旬頃に送付予定です。

【保育所(園)】

- 保育料は市が定める基準額に基づき、市に納めていただきます。
- 納付について
 - ・納付書納付または口座振替(引落)の方法で市へ納めていただきます。
 - ・納付期限は、毎月月末です。(月末が、土日祝日のときは金融機関の翌営業日)
 - ・口座振替納付を希望される場合は、ご希望の金融機関で手続きが必要です。申込用紙は、子育て支援課または金融機関窓口にてお渡しします。
- ※すでに上のお子さんが口座振替になっている場合でも、下のお子さんは別途申込みが必要です。
- ・納付書納付を希望される場合には手続きの必要はありません。
毎月15日頃に、当月分の納付書を保育所(園)を通じてお渡しします。
- 保育料を滞納すると、児童手当からの徴収や差押などの処分をする場合があります。

【認定こども園】【小規模保育施設】

- 保育料は、市が定める基準額に基づき、入所している施設に納めていただきます。
- 納付方法、納付期限については施設にお問い合わせください。
- 保育料額については、市が決定し決定通知書を市から送付します。

5. 4月1日以降に給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書を提出する場合

<受付期間>

毎月、入所希望月の前月1日～10日(10日が土祝日の場合は前開庁日)

例)5月1日入所希望の場合⇒4月1日～10日までに申込み書類(4ページ参照)を提出してください。

<提出場所>市役所子育て支援課

<提出書類>4ページの提出書類と同様

- ・毎月11日以降に、提出書類を確認し、支給認定をしたうえで入所調整します。
- ・「入所承諾書」又は「利用調整結果通知書」、「保育料決定通知書」は20日を目途に送付します。
- ・調整の結果、入所が保留になった場合は、「入所保留通知書」を送付します。(「入所保留通知書」は初回のみ送付します。)特に申し出がなければ引続いて翌月入所の調整の対象となります。入所が可能となった時点で、連絡をします。

【注意してください】(2号、3号認定のお子さん)

申請書を提出された後(入所(園)後も含みます。)に申請内容(世帯状況や就労状況等)に変更があったときは、認定や保育料が変わる場合がありますので届出が必要です。
子育て支援課までご連絡下さい。

6. 認定こども園幼稚園部門に入所を希望するにあたっての手続き（1号認定）

◎対象年齢

満3歳以上のお子さん

1. 入所申し込み

入所希望の園へ直接申し込んでください。

提出書類については、園へお問合せください。

2. 受付期間及び選考基準

施設名	受付期間	選考基準
さくらこども園	11月1日(月)～11月19日(金)	各園の募集要項によります。
あさりこども園	11月1日(月)～11月19日(金)	
うさぎ山こども園	12月1日(水)～12月14日(火)	
認定こども園のぞみ保育園	12月1日(水)～12月14日(火)	

3. 入所の決定

園が決定し、園から通知します。

4. 給付認定の申請

入所が決まれば、市役所子育て支援課へ「施設型給付費・地域型保育給付費給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書(児童台帳)」及び「マイナンバー申告書」を令和4年3月11日(金)までに提出してください。3月下旬までに支給認定証を発行いたします。

5. 保育料について

保育料は無償となります。給食費については、保護者負担となっています。

【注意してください】(1号認定のお子さん)

申請書を提出された後(入所(園)後も含みます。)に世帯状況等に変更があったときは、子育て支援課に届出が必要です。